

平成 28 年度
電力・エネルギー政策パッケージ

平成 28 年 3 月
愛知県

目 次

1 趣旨	1
2 基本的な視点と中長期に目指す姿	2
3 平成 27 年度の実施結果と平成 28 年度の主な施策	3
柱 1：必要なエネルギーを賢く使う「スマート省エネ」の社会づくり.....	3
柱 2：地域資源を総動員する多様なエネルギーづくり	7
柱 3：エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進..	13
【参考】＜平成 28 年度の施策一覧＞	18

1 趣旨

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を契機として、それまでの大規模集中型のエネルギーシステムの脆弱性が顕在化し、エネルギー供給源の多様化や省エネ、地域分散型のエネルギーシステムの確保といった地域のエネルギー施策について、地方自治体としても積極的に関わる事が求められるようになった。
- こうした背景のもとで、愛知県としてのエネルギー政策の中長期的な取組方向や主な施策を体系的に示し、エネルギー政策を総合的に推進していくため、平成 24 年度分から毎年度、この「電力・エネルギー政策パッケージ」を作成している。
本政策パッケージに基づき、夏季・冬季の節電対策や、太陽光、小水力などの再生可能エネルギーの普及拡大、分散型エネルギーシステムの構築に向けた研究開発支援など、地域の特性を活かしたエネルギー政策を総合的に推進していく。

<参考> 平成 27 年度中の電力・エネルギーを巡る主な動向

長期エネルギー需給見通し

平成 27 年 7 月、経済産業省は「長期エネルギー需給見通し」を決定し、2030 年度の電力の需給構造について、徹底した省エネ対策により対策前より電力需要を 17% 低減させた上で、電源構成に占める各電源の比率を、再生可能エネルギー 22~24% 程度、原子力 20~22% 程度、LNG 27% 程度、石炭 26% 程度、石油 3% 程度とする見通しを示した。

電力システム改革

政府が 3 段階で進めている電力システム改革について、各段階の取組が進展した。

第 1 段階の電力広域的運営推進機関の設立については、平成 27 年 4 月に発足し、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備促進や、平常時・緊急時における全国大の調整機能強化が始まった。

第 2 段階の電力の小売全面自由化については、平成 28 年 4 月からの導入に向け、平成 28 年 1 月から電力会社・料金メニュー切り替えの事前受付が本格化した。

第 3 段階の送配電事業の一層の中立化については、送配電事業の法的分離について定める電気事業法の一部改正が平成 27 年 6 月に成立した。

その他

我が国の原子力発電所は東日本大震災後に稼働を停止したが、新規規制基準への適合性確認審査合格や地元同意を経て、平成 27 年 9 月に九州電力(株)川内原子力発電所が営業運転を再開した。

また、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立に向け、再生可能エネルギー固定価格買取制度における買取価格決定方式の見直しなどについて、再生可能エネルギー特別措置法¹の一部改正案が平成 28 年 2 月に閣議決定された。

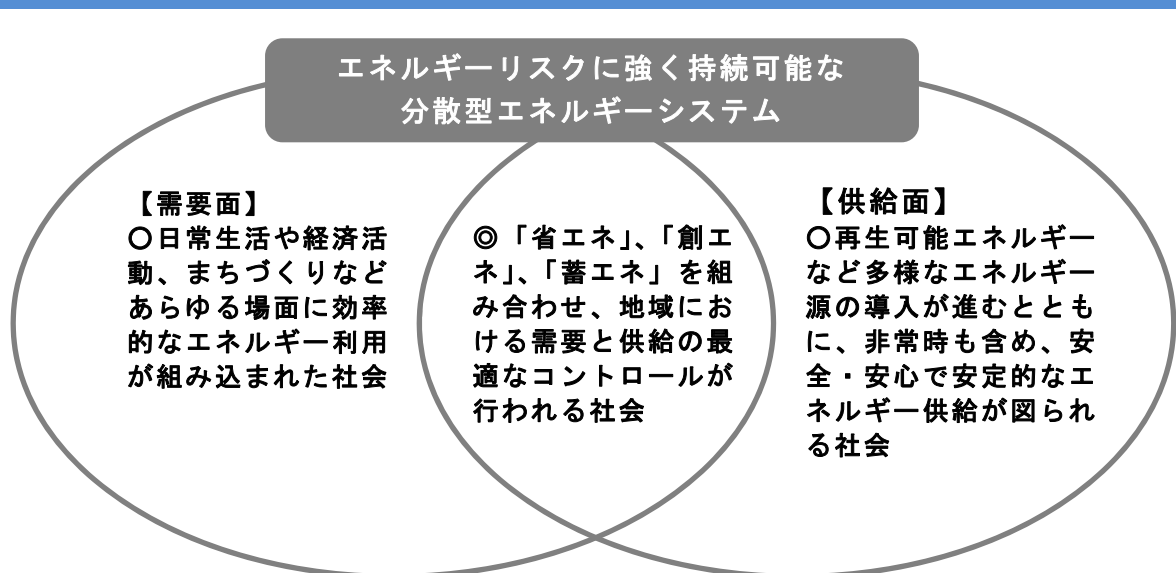
¹ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

2 基本的な視点と中長期的に目指す姿

基本的な視点

- ◎ 東日本大震災・福島第一原発事故を踏まえ、リスク対応も含めて、エネルギーの「安全・安心」が確保されること。
- ◎ エネルギー自給率の低さ、地球環境問題といった課題に対応し、エネルギーが「安定」的かつ、「環境」に適合して、確保されること。
- ◎ 「経済性」を満たすエネルギーが確保されるとともに、エネルギー分野への取組が産業や経済の「成長」につながり、世界と闘える愛知の実現に貢献すること。

中長期的に目指す姿



<取組方向>

「エネルギーリスクに強く持続可能な分散型エネルギーシステム」の実現に向け、需要面、供給面、横断的な側面において、以下の中長期的な取組方向を踏まえ、今後の取組を進めていく。

【需要面】

柱1：必要なエネルギーを賢く使う「スマート省エネ」の社会づくり

【供給面】

柱2：地域資源を総動員する多様なエネルギーづくり

【横断的な取組】

柱3：エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進

3 平成27年度の取組結果と平成28年度の主な施策

柱1 必要なエネルギーを賢く使う「スマート省エネ」の社会づくり

平成27年度の取組結果

① 電力使用の見える化を通じたピークカット²など「スマート・ユース³」を実践するライフスタイルへの転換

○ 夏季・冬季の節電対策の実施

- ・ 愛知県庁における平成27年度夏季の節電実績：取組期間中^{*}における本庁舎・西庁舎・自治センターの最大電力は2,657kWであり、平成22年（猛暑時）夏季の2,941kWに対して284kWの減（▲9.7%）

※ 平成27年7月1日(水)～9月30日(水)の平日（8月13日・14日を除く）

② 先進技術を取り入れたエネルギー消費が少なく暮らしやすいまちづくり

- HEMS⁴、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備の設置に対する市町村との協調補助
- 「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とすることを目指した環境調査センター・衛生研究所の建替え
 - ・ PFI法に基づく実施方針の公表（平成27年9月）
 - ・ 入札公告（平成27年12月）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定
 - ・ 認定件数(平成27年4月～平成28年1月末)：533件
- 建築物の環境性能を総合的に評価する「CASBEE⁵あいち」の普及
 - ・ 届出件数(平成27年4月～平成28年1月末)：165件中Sランク1件、Aランク39件（Aランク以上：24%）
- 低公害車の導入を行う旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者に対する補助
 - ・ 申請件数：126件、申請台数：127台

③ 産業の競争力を高める省エネ対策の促進

- 中小事業者を対象とした「あいち省エネ相談」の実施
 - ・ 出張相談件数(平成27年4月～平成27年12月末)：50件
- 事業者によるCO₂排出削減マニフェスト
 - ・ 「あいちCO₂削減マニフェスト2020」宣言事業者数：8（累計45）事業者

² ピークカット：夏の冷房、冬の暖房などによってできる電力需要のピーク（頂点）を低く抑えること。

³ スマート・ユース：電気を賢く使うこと。

⁴ HEMS：Home Energy Management Systemの略称。家庭用（住宅用）エネルギー管理システム。

⁵ CASBEE：省エネ・省資源・リサイクル性能などの環境負荷低減の側面と室内の快適性や景観への配慮などの環境品質・性能の向上の側面の両面から建築物の環境性能を総合的に評価し、5段階（S>A>B+>B->C）で格付けされるシステム。「CASBEEあいち」は、愛知県独自の評価基準や重点項目を加えて開発したもの。

① 電力使用の見える化を通じたピークカットなど「スマート・ユース」を実践するライフスタイルへの転換

- 夏季・冬季の電力需給見通しを踏まえた節電対策の実施
- 地球温暖化防止・エコライフの実践に向けた普及啓発

② 先進技術を取り入れたエネルギー消費が少なく暮らしやすいまちづくり

建築物の省エネ

- HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備の設置に対する市町村との協調補助【拡充】[▶トピックス1](#)
- 「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とすることを旨とした環境調査センター・衛生研究所の建替え（PFI 事業者の選定、契約の締結、実施設計開始等）[▶トピックス2](#)
- 県有施設（芸術文化センター、がんセンター中央病院、県体育館）における ESCO（Energy Service Company）事業⁶の実施
- 精神医療センターの全面改築工事にあわせた省エネ設備（LED 照明等）の導入
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の省エネルギー措置の認定【新規】[▶トピックス3](#)
- 建築物の環境性能を総合的に評価する「CASBEE あいち」の普及

低公害車の普及

- 低公害車（CNG⁷トラック・バス、優良ハイブリッドトラック・バス、電気自動車トラック・乗用車（プラグインハイブリッド自動車を含む）、燃料電池自動車）の導入を行う旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者に対する補助
- 燃料電池産業車両（フォークリフト）の導入を行う事業者に対する補助【新規】[▶トピックス4](#)

省エネ型のまちづくり

- 「あいち森と緑づくり事業」を活用した屋上緑化・壁面緑化などの取組の促進

③ 産業の競争力を高める省エネ対策の促進

- 中小事業者を対象とした「あいち省エネ相談」の実施
- 「地球温暖化対策計画書制度」、「あいち CO2 削減マニフェスト 2020」の運用
- 中小企業の省エネ・新エネ設備等の導入に対する融資
- 省エネ設備を導入する園芸施設に対する補助、漁船等に対する融資

⁶ ESCO（Energy Service Company）事業：建物の電気設備等の省エネ化を資金調達から設計・施工、管理まで一括して請け負い、省エネによる経費節減分を発注者と ESCO 事業者が分配する仕組み。

⁷ CNG：Compressed Natural Gas の略。圧縮天然ガス。

1 HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備の設置に対する市町村との協調補助【拡充】

本県では、地球温暖化対策の一環として、平成 15 年度から住宅用の太陽光発電施設に対して市町村と協調補助を行っており、平成 27 年度から HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、燃料電池、蓄電池及び電気自動車等充給電設備を補助メニューに加えています。

さらに、平成 28 年度には、これらの補助対象となる施設について、従来の戸建住宅に加え、新たに集合住宅を追加します。集合住宅は、県内の住宅総数の約半数を占めており、HEMS 等の省エネ設備の導入促進によって、温室効果ガス排出量の削減効果が見込めるとともに、災害時には非常用電源としても機能します。

2 「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とすることを旨とした環境調査センター・衛生研究所の建替え

本県では、老朽化等により建替えが必要となっている環境調査センター・衛生研究所（名古屋市北区）について、PFI 方式により整備を進めています。

新施設は、新エネ・省エネ設備等を導入することにより、エネルギー消費の多い試験研究施設の中で、全国トップクラスとなる ZEB（ゼロ・エネルギー・ビルディング）⁸を目指し、「環境首都あいち」にふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設とすることとしています。

平成 27 年度は、PFI 法に基づき、本事業の「実施方針」の公表等を行い、12 月に事業者の募集を開始しました。

平成 28 年度は、事業者の選定手続を進め、PFI 事業契約の締結後、実施設計等を行っていきます。



基本設計における新施設のイメージ

⁸ ZEB（ゼロ・エネルギー・ビルディング）：建築物におけるエネルギー使用量を省エネ性能の向上による削減と、再生可能エネルギーの活用等による創出エネルギーで賄い、一次エネルギー（石油、石炭、天然ガスなどを利用したエネルギー）の使用量をゼロ又は概ねゼロとする建築物。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の省エネルギー措置の認定【新規】

平成 28 年 4 月には「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が一部施行され、省エネ性能の優れた建築物について、所管行政庁の認定を受けることで容積率の特例を受けられることができる「省エネ性能向上計画の認定」など、新たな制度が開始されます。

＜平成 28 年 4 月から開始される認定制度＞

制度	内容
省エネ性能向上計画の認定制度	新築又は改修の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例を受けられることができる。
エネルギー消費性能の表示	建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。



また、これまで省エネ措置の届出が義務づけられていた床面積 300 m²以上の建築物のうち、2,000 m²以上の非住宅建築物については、平成 29 年度から、省エネ基準への適合が義務化されます。

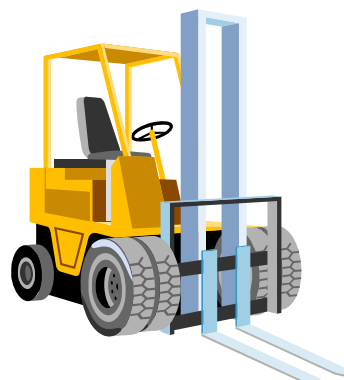
本県としては、これらの制度や、建築物の環境性能を総合的に評価する CASBEE あいちの運用を通じて、建築物の省エネルギー化を図ることとしています。

4 燃料電池産業車両（フォークリフト）の導入を行う事業者に対する補助【新規】

本県では、平成 28 年度から、燃料電池産業車両（フォークリフト）の導入を行う事業者に対する補助制度を新たに創設し、水素需要の拡大を図ることとしています。

＜補助制度の概要＞

- 燃料電池産業車両（フォークリフト）の導入に対する補助
補助率：通常車両価格との差額の 1/4
(中小企業は 1/2)



平成 27 年度の実績結果

太陽光をはじめ、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの活用

太陽光発電の推進

- 住宅用の太陽光発電施設導入促進補助について、平成 27 年度は県内 49 市町村と協調して補助事業を実施
 - ・ 累積設置基数は 131,798 基で全国 1 位（平成 27 年 10 月末現在）
- 県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業
 - ・ 平成 26 年度までに事業契約を締結した施設のうち、12 施設において発電を開始
- 県が運営支援を行っているメガソーラー
 - ・ たはらソーラー・ウインド共同事業（平成 26 年 10 月運転開始）
 - ・ 木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業（平成 26 年 12 月運転開始）
 - ・ 田原 1 区・4 区におけるメガソーラー（平成 27 年 3 月運転開始）
 - ・ 額田南部地区におけるメガソーラー（平成 28 年 3 月運転開始予定）
 - ・ 流域下水道浄化センター（豊川・日光川下流・衣浦西部）におけるメガソーラー事業（平成 27 年度に事業者と土地貸付契約を締結。平成 28 年度運転開始予定）
 - ・ 犬山浄水場におけるメガソーラー等の整備を組み込んだ PFI 事業（平成 26 年 12 月 事業者と契約締結）

小水力発電の推進

- 農業用水を利用した小水力発電
 - ・ 県営事業では、稲橋地区（豊田市）及び羽布ダム地区（豊田市）において小水力発電施設の整備を促進（いずれも平成 28 年度運転開始予定）
 - ・ 「産学官連携・愛知県農業用水小水力発電推進検討委員会」の運営及びパンフレット等を活用した普及促進

バイオマスの活用

- 流域下水道浄化センターにおける下水汚泥等のエネルギー利用
 - ・ 衣浦東部浄化センター：下水汚泥燃料化施設の管理運転継続
 - ・ 矢作川浄化センター：下水汚泥メタン発酵施設の整備の推進（平成 28 年度運転開始予定）
 - ・ 豊川浄化センター：PFI 事業による下水汚泥メタン発酵施設及びバイオガス発電施設の整備の推進（平成 28 年度運転開始予定）

太陽光をはじめ、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの活用

太陽光発電の推進

- 住宅用太陽光発電施設設置に対する市町村との協調補助【拡充】
- メガソーラー事業の運営支援
 - ・ 流域下水道浄化センターにおけるメガソーラー事業の推進【新規】 [▶トピックス1](#)
 - ・ 愛知県立大学における屋根貸しによる太陽光発電事業 [▶トピックス2](#)
- 犬山浄水場におけるメガソーラー等の整備を組み込んだ PFI 事業の推進 [▶トピックス3](#)

小水力発電の推進

- 農業用水を利用した小水力発電 [▶トピックス4](#)
 - ・ 羽布ダム（豊田市）…小水力発電施設の整備
 - ・ 西尾地区（西尾市）…小水力発電施設の整備【新規】
 - ・ 「産学官連携・愛知県農業用水小水力発電推進検討委員会」の運営及びパンフレット等を活用した普及促進

バイオマスの活用

- 流域下水道浄化センターにおける下水汚泥等のエネルギー利用の推進
 - ・ 衣浦東部浄化センター…下水汚泥燃料化施設の管理運転継続
 - ・ 矢作川浄化センター…下水汚泥メタン発酵施設の管理運転及びバイオガス燃料利用開始
 - ・ 豊川浄化センター…PFI 事業による下水汚泥メタン発酵施設及びバイオガス発電施設の管理運転開始 [▶トピックス5](#)

その他

- 再生可能エネルギー等導入推進基金を活用した、避難所や防災拠点に再生可能エネルギー等を導入する市町村への補助
- 県総合庁舎における非常用発電機 72 時間化と受変電設備の耐震化【新規】 [▶トピックス6](#)
- 愛知県・三重県沖で実施されるメタンハイドレート⁹の海洋産出試験に係る協力・情報収集等

⁹ メタンハイドレート：メタンを中心にして周囲を水分子が囲んだ形になっている包接水和物（ハイドレート）の一種。低温かつ高圧の条件下で、水分子が立体の網状構造を作り、内部の隙間にメタン分子が入り込み氷状の結晶になっているもの。「燃える氷」とも呼ばれる。

1 流域下水道浄化センターにおけるメガソーラー事業の推進【新規】

本県では、太陽光発電の普及を促進し、併せて県有地の有効活用を図るため、3つの流域下水道浄化センターにおいて、平成27年度に、太陽光発電事業者を募集し、決定した事業者とそれぞれ土地貸付契約を締結しました。

各施設の最大出力は、豊川浄化センター（豊橋市）及び日光川下流浄化センター（弥富市）が1,990kW、衣浦西部浄化センター（半田市）が1,250kWであり、これらの施設の発電量の総計は、年間約640万kWh（約1800世帯の年間使用電力量に相当）と見込まれています。

なお、これらの施設においては、平成28年度に発電を開始し、今後20年間にわたって売電を行う予定です。

2 愛知県立大学における屋根貸しによる太陽光発電事業

愛知県公立大学法人は、法人所有施設の有効活用及び大規模災害時での電源確保を図るため、平成27年5月に愛知電機株式会社と協定書を締結、同年10月から、愛知県立大学長久手キャンパスにおいて、屋根貸しによる太陽光発電事業を開始しました。対象施設は、講義棟、図書館、講堂など合計4,469.1㎡で、国公立大学では、最大規模の屋根貸しによる太陽光発電事業です。

最大出力は352kWであり、年間約42.2万kWhの発電量（約100世帯の年間使用電力量に相当）が見込まれています。今後、20年間にわたって売電を行うこととしています。



愛知県立大学の太陽光発電設備

3 犬山浄水場におけるメガソーラー等の整備を組み込んだPFI事業の推進

犬山浄水場において、常用発電設備（天然ガスコージェネレーション）及び太陽光発電設備（メガソーラー）の整備を、尾張地域の浄水場排水処理PFIに組み込んで実施することとしています。

常用発電設備は、天然ガスコージェネレーション（1,000kWを6台）を導入し、昼間は浄水場の必要電力を優先的に賄い、夜間はピークカットを主目的とした運転を実施します。また、災害等の緊急時には、非常用発電機としての機能を果たします。

太陽光発電設備については、最大出力が3,100kWであり、年間約360万kWhの発電量（約1,000世帯の年間使用電力量に相当）が見込まれています。

平成27年度に着工し、平成28年度中に工事を完了、平成29年4月の運転開始を予定しています。



発電設備 完成予想図

4 農業用水を利用した小水力発電

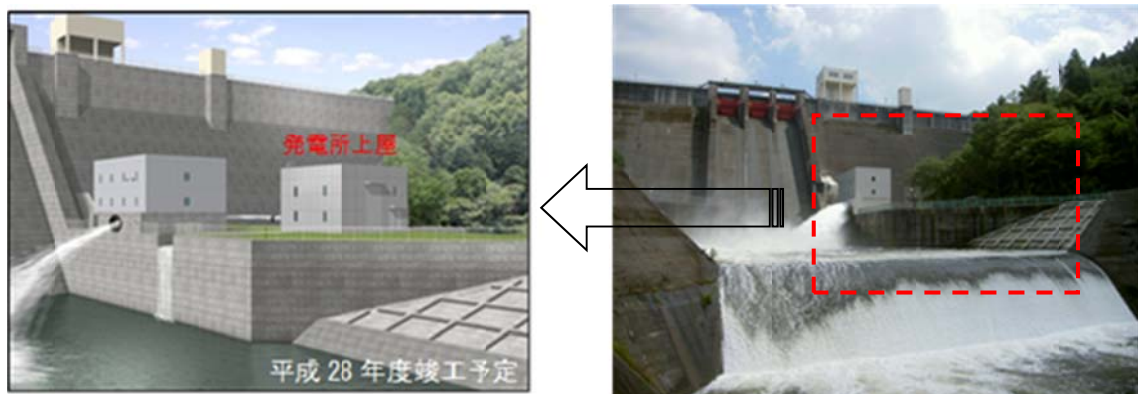
本県では、古くから木曾川、矢作川、豊川を水源として大規模な農業用水が数多く整備され、基幹的な農業用水利施設の延長が約 2,500km で全国第三位、農地面積に占める水路密度は全国第一位であり、農業用水を利用した小水力発電の高いポテンシャルを有しています。

こうしたことから、小水力発電の導入を促進するため、平成 24 年度に、愛知県土地改良事業団体連合会が「愛知県農業用水小水力等発電推進協議会」を設立し、これにあわせて、本県では、同協議会を技術的に支援するため、産学官の実務者で構成する「産学官連携・愛知県農業用水小水力発電推進検討委員会」を設立しました。

現在、県内では 25 地区※で農業用水を利用した小水力発電の取組が進められており、平成 28 年 2 月末時点で 8 地区が稼働中です。

平成 28 年度は、新たに西尾地区（西尾市）において発電施設の整備に着手するほか、稲橋地区（豊田市）や、県内最大クラス（854kW）の小水力発電施設である羽布ダム地区（豊田市）で稼働を開始する予定です。

※ 25 地区の内、県営は敷島地区・羽布ダム地区・稲橋地区（豊田市）、西尾地区（西尾市）、四谷地区・高里第一地区（新城市）の 6 地区で、その他は国や市町村などによるもの。



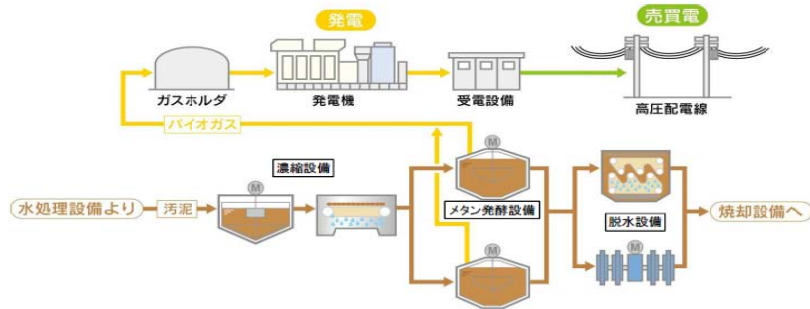
羽布ダム地区(豊田市)

5 豊川浄化センターにおける下水汚泥等のエネルギー利用の推進

豊川浄化センターでは、汚水を浄化する過程で発生する汚泥をメタン発酵させ、発生したバイオガスで発電を行います。

この取組は、既存の汚泥処理施設の整備・運営とあわせたPFI事業で行っており、得られた電力は固定価格買取制度により売電する予定です。

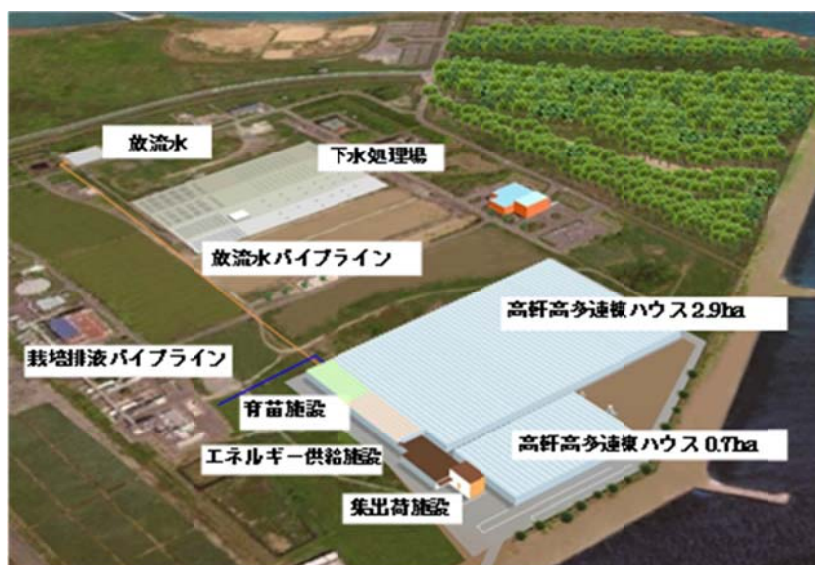
平成26年度に事業着手し、平成28年度の発電開始に向け、必要な整備を進めています。



豊川浄化センターにおける下水汚泥のエネルギー利用イメージフロー図

また、民間企業、生産者、自治体、農業団体、研究機関等を構成員とした協議会が主体となって、平成27年度から農林水産省の「次世代施設園芸導入加速化支援事業」を活用し、豊川浄化センター敷地内において、ミニトマトの周年生産の実証に向けた施設整備を進めています。この取組では、下水処理後の放流水の熱エネルギーの活用によって、化石燃料使用量を3割以上削減するとともに、複合環境制御技術によりミニトマトの収量21t/10a（地域平均11t/10a）という高単収・安定生産を目指しています。

現在、平成28年度の生産開始に向けて施設整備を進めており、今後は、モデル拠点として、実証成果を地域の施設園芸に普及していきます。



生産拠点のイメージ図

6 県総合庁舎における非常用発電機 72 時間化と受変電設備の耐震化【新規】

本県では、平成 26 年 12 月に策定した「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」に基づき、地震に強い安全なあいちを目指して、地震防災対策に取り組んでいます。

大規模災害発生時に、災害対応業務にあたる行政機能を維持するため、平成 26 年度までに、県庁舎（本庁舎、西庁舎、自治センター）における非常用発電機の 72 時間化と、庁舎に電力供給する受変電設備の耐震化を実施しました。現在、災害対応業務を担う拠点となる地方機関について、同様の対策を進めています。

平成 27 年度は、愛知県災害対策本部の方面本部・支部を設置する 7 庁舎について、基本調査を実施しました。平成 28 年度は、4 庁舎（東三河総合庁舎、海部総合庁舎、知多総合庁舎、西三河総合庁舎）について、実施設計を行うこととしています。



平成 25 年度に 72 時間化を実施した
県西庁舎の非常用発電機

柱3 エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進

平成27年度の実績結果

① エネルギー対策の総合的な推進

- 「愛知県電力・エネルギー対策本部」の運営（3回開催）
- 電力・エネルギー政策パッケージの作成（平成28年3月）

② エネルギー技術の先進的な研究開発及び普及等

- 水素エネルギー社会形成研究会
 - ・ 水素エネルギーを利活用した企業や地域の先進的な取組や最新の技術動向等に関するセミナーの開催

＜セミナーの開催状況＞

回数	開催時期	参加者	テーマ
第1回	平成27年6月	189名	水素エネルギーの利活用
第2回	平成27年10月	159名	水素サプライチェーン
第3回	平成27年12月	105名 (セミナー)	企業における先進的な取組、愛知県の燃料電池に関する技術開発支援等
		67名 (見学会)	あいち産業科学技術総合センターにおいて燃料電池トライアルコア ¹⁰ 等を見学

- 新あいち創造研究開発補助金
 - ・ 産業空洞化対策減税基金を活用した補助制度により、県内のエネルギー関連の研究開発を促進（環境・新エネルギー分野で7件を採択）
- 研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）¹¹
 - ・ 次世代自動車の高度化や高効率エネルギー社会の実現に向けた産学行政連携の共同研究開発を支援（7大学、6研究機関、延べ48企業が参画）

③ 次世代自動車の導入促進

- 充電インフラ・水素ステーションの整備促進
 - ・ 「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画」（平成25年7月策定）及び「愛知県水素ステーション整備・配置計画」（平成26年2月策定）に基づき、充電インフラ及び水素ステーションの整備を促進
 - ・ 県内の充電インフラ整備基数：1,171基（平成26年度末）
 - ・ 県内の水素ステーション総整備基数：17基18箇所（整備中含む）（平成27年12月末時点）
- 県庁西庁舎敷地内の愛知県庁水素社会普及啓発ゾーンにおいて、移動式水素ステーションの運用開始（平成27年9月）
- 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）¹²を対象とした自動車税の課税免除措置（平成28年度新車新規登録分まで）

¹⁰ 燃料電池トライアルコア：燃料電池の試作品の特性評価や技術相談、情報提供など、総合的な支援を行う窓口として、あいち産業科学技術総合センター産業技術センター内に設置。

¹¹ 研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）：（独）科学技術振興機構により創設された旧「知的クラスター創成事業」で実績のあるクラスター間のベストマッチを行い、国際競争力の高いスーパークラスターを実現しようとする地域提案型の共同研究開発事業。平成25年度に愛知・名古屋地域が全国2地域の一つとして選定された。

¹² 燃料電池自動車（FCV）：燃料電池*によって発生した電気でモーターを動かして走行する自動車。FCVは、Fuel Cell Vehicleの略。*燃料電池：水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る発電装置で、原理的には水だけしか排出しないクリーンなエネルギー源。

① エネルギー対策の総合的な推進

- 「愛知県電力・エネルギー対策本部」の運営
- 電力・エネルギー政策パッケージの作成

② エネルギー技術の先進的な研究開発及び普及等

研究開発・実証実験の支援

- 「知の拠点あいち」における新エネルギーの実証実験の推進
- 産学行政で構成する「愛知県新エネルギー産業協議会」の課題別研究会活動の実施
- 水素エネルギー社会形成研究会における水素エネルギーの利活用モデルの検討
- 先導的で効果的なりサイクル関係施設や地域ゼロエミッション¹³施設等の整備、循環ビジネスの事業化可能性検討等に対する補助
- 産業空洞化対策減税基金を活用した研究開発・実証実験に対する補助
- 研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）を活用し、高効率エネルギー社会の実現等に向けた産学行政連携の共同研究開発を推進
- あいち産業科学技術総合センターにおける研究開発及び技術支援

次世代エネルギー技術の普及啓発

- 次代のモノづくりの担い手である工業高校生を対象に企業の技術者による FCV や太陽光発電等に関する出前授業の実施
- 中学・高校生を対象とした水素社会体験ツアーの実施【新規】[▶トピックス1](#)
- あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）の策定に向けた検討【新規】[▶トピックス2](#)

エネルギー関連企業の誘致などによる地域経済の活性化

- 産業空洞化対策減税基金を活用した企業立地に対する補助

③ 次世代自動車の導入促進

- 愛知県庁における充電インフラの運用
- 愛知県庁水素社会普及啓発ゾーンにおける普及啓発及び民間事業者の協力による移動式水素ステーションの運用[▶トピックス3](#)
- 水素ステーションの整備費及び需要創出活動費に対する補助
- 低炭素水素のサプライチェーンの構築・事業化に向けた検討【新規】[▶トピックス4](#)
- EV、PHV、FCV を対象とした自動車税の課税免除措置
- 公用車への次世代自動車（EV、PHV、FCV など）の率先導入による普及啓発

¹³ ゼロエミッション：生産や消費に伴って発生する廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

1 中学・高校生を対象とした水素社会体験ツアーの実施【新規】

本県では、次代の水素関連産業を担う人材の育成を図るため、平成28年度に、中学・高校生を対象とした水素社会を体験する普及啓発ツアーを実施します。

本ツアーでは、FCVを始めとした水素社会についての講義や体験学習、水素ステーションの見学等を実施することとしています。



燃料電池自動車（FCV）

2 あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）の策定に向けた検討【新規】

本県では、エネルギーの地産地消など、新たな「まちづくり」の視点を加えた低炭素社会の構築に向け、平成28年度から「あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）」の策定に取り組みます。この戦略は、本県が目指す2030年以降の低炭素社会のビジョンと中長期の施策の方向を明らかにするとともに、県内市町村による低炭素なまちづくりのモデルを提案することにより、これまでにない先進的な低炭素社会づくりのあり方を示すものです。

平成28年度は、戦略づくりに必要となる基礎調査や温室効果ガスの排出状況調査などを行うとともに、検討委員会を設置し、策定に向けた検討を行います。

なお、「あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）」の策定は、平成29年度を予定しています。

3 愛知県庁水素社会普及啓発ゾーンにおける普及啓発及び民間事業者の協力による移動式水素ステーションの運用

本県では、FCVの普及促進や水素ステーションの整備促進、水素社会に向けた普及啓発の取組の一環として、平成26年12月、県庁西庁舎駐車場に「愛知県庁水素社会普及啓発ゾーン」を整備し、平成27年9月には、民間事業者の協力により、移動式水素ステーションの運用を開始しました。

この取組は、FCVユーザーの利便性向上、FCVや水素ステーションの普及啓発にとどまらず、都心部における水素ステーション整備のモデルケースとして、県内外に広く発信しています。

水素社会普及啓発ゾーンには、平成26年12月の開所以降、3,500人以上の方が見学に訪れており（平成28年1月末時点）、本ゾーンを活用し、FCV、水素ステーションをはじめとする水素社会に関する普及啓発を進めています。

県内の水素ステーションは、稼働中・整備中合わせて17基18箇所と全国一（平成27年12月末時点）となっており、「愛知県水素ステーション整備・配置計画」において掲げた、平成37年度末までに100基程度という目標に向けて、さらなる整備促進に取り組んでいきます。



運用開始式（平成27年9月）



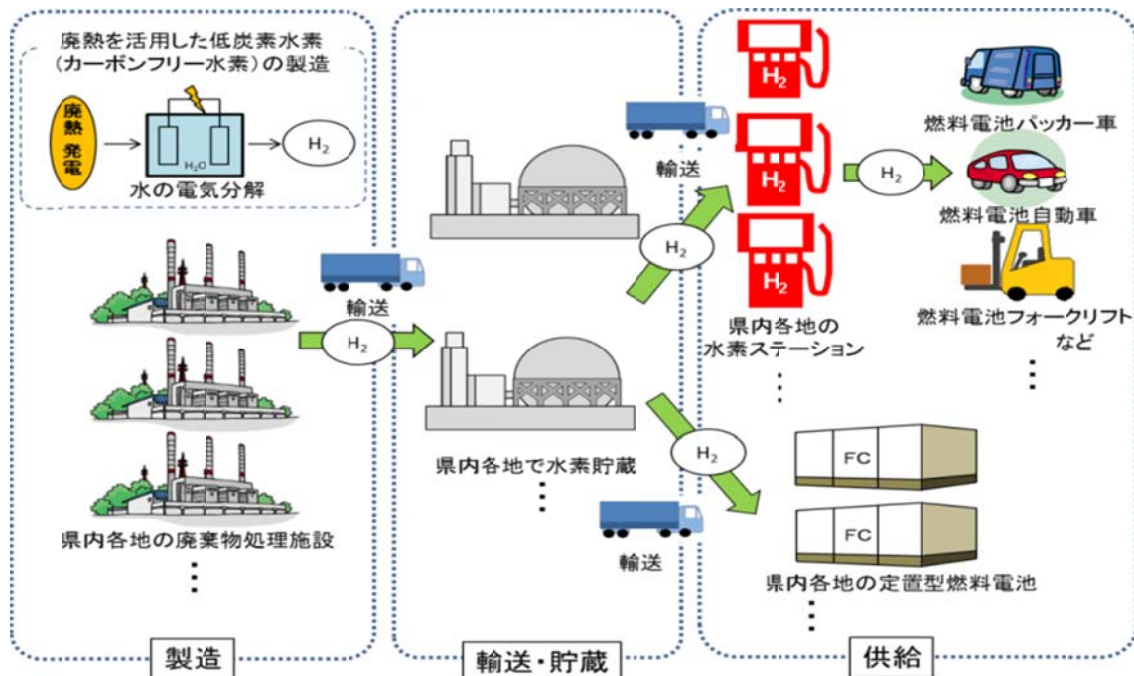
愛知県庁水素社会普及啓発ゾーンの全景

4 低炭素水素のサプライチェーンの構築・事業化に向けた検討【新規】

本県では、県内の廃棄物焼却炉の廃熱（未利用エネルギー）などを活用して低炭素水素を製造、輸送・貯蔵し、複数の水素ステーションなどへ供給する水素サプライチェーンの構築・事業化に向けた検討を、平成 28 年度から産学行政で協働して行います。

平成 28 年度は、関係企業（廃棄物処理業者、水素製造・輸送・貯蔵事業者、自動車会社など）、市町村、大学、シンクタンク、県によるコンソーシアムを設立し、未利用エネルギーの利用可能量調査や水素の輸送・貯蔵技術の把握、事業の実施方法やスケジュールについて検討を行います。

また、平成 29 年度は、検討結果を踏まえ、実証実験を行うこととしています。



事業のイメージ図

【参考】＜平成 28 年度の施策一覧＞

柱 1：必要なエネルギーを賢く使う「スマート省エネ」の社会づくり

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
① 電力使用の見える化を通じたピークカットなど「スマート・ユース」を実践するライフスタイルへの転換		
(1) 県庁内の節電・省エネ対策の実施		
○夏季・冬季の電力需給見通しを踏まえた節電対策の実施	○電力需要が増加する夏季・冬季に向けた集中的な節電対策の検討・実施	政策企画局
○県庁における省エネ対策の実施	○「愛知県庁の環境保全のための行動計画」など、県庁における率先的な省エネ対策の実施	環境部 他
(2) 県民、事業者への普及啓発		
○地球温暖化防止・エコライフの実践に向けた普及啓発	○県民一人ひとりにエコライフの実践を呼びかける「あいちエコチャレンジ 21」県民運動やエコスタイルキャンペーンの実施などの普及啓発活動の実施	環境部
○電力の小売全面自由化に関する消費生活相談等の実施	○電力の小売全面自由化の実施に伴う消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活総合センター等における消費生活相談及び消費者への各種情報発信を実施	県民生活部
② 先進技術を取り入れたエネルギー消費が少なく暮らしやすいまちづくり		
(1) 建築物の省エネ		
○住宅用地球温暖化対策設備（太陽光発電施設、HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備）設置に対する市町村との協調補助【拡充】（「供給面」にも掲載）	○住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助を実施する市町村に対して、その経費を一部補助し、住宅用太陽光発電施設等の更なる普及を促進（平成 28 年度から、集合住宅を補助対象に追加） ＜太陽光発電施設＞ ・補助率 1/4 以内 補助単価 3,300 円/kW （戸建住宅：上限 4kW、集合住宅：上限 10kW 未満） ＜HEMS＞ ・補助率 1/4 以内 補助単価 2,500 円/基 ＜燃料電池＞ ・補助率 1/4 以内 補助単価 25,000 円/基 ＜蓄電池＞ ・補助率 1/4 以内 補助単価 25,000 円/基 ＜電気自動車等充給電設備＞ ・補助率 1/4 以内 補助単価 12,500 円/基	環境部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○環境調査センター・衛生研究所の建替え	○「環境首都あいちにふさわしい全国モデルとなる新エネ・省エネ施設」とすることを目指した環境調査センター・衛生研究所の建替え（PFI 事業者の選定、契約の締結、実施設計開始等）	環境部 健康福祉部
○県有施設における ESCO 事業の実施	○芸術文化センター、がんセンター中央病院、県体育館において ESCO 事業を実施し、建物の省エネ化、環境負荷の低減化を実現	県民生活部 病院事業庁 教育委員会
○精神医療センターの全面改築工事にあわせた省エネ設備の導入	○精神医療センターの全面改築工事にあわせ、省エネ設備（LED 照明等）を導入	病院事業庁
○都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定	○市街化区域に新築等された住宅・一般建築物で認定基準に適合しているものについて、申請により低炭素建築物に認定 <認定のメリット> ・税制優遇（所得税、登録免許税）や容積率の特例が受けられる	建設部
○省エネルギー法に基づく建築物の省エネルギー措置の届出受理	○省エネルギー法に基づく建築物の省エネ措置の届出受理 <対象となる建築物> ・2,000 ㎡以上の建築物の新築、増築、改築、修繕等を行う場合 ・300 ㎡以上 2,000 ㎡未満の建築物の新築、増築、改築を行う場合	建設部
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の省エネルギー措置の認定【新規】	○省エネ基準を超える誘導基準等に適合している建築物について、申請により認定 <認定のメリット> ・容積率の特例が受けられる ○省エネ基準に適合している建築物について、申請により認定 <認定のメリット> ・建築物、その利用に関する広告等に基準適合認定マークを表示することができる	建設部
○「CASBEE あいち」の普及	○建築主から提出された建築物環境配慮計画書（CASBEE あいちを用いて建築物の総合的な環境性能を評価した結果）の審査等 <対象となる建築物> ・2,000 ㎡を超える建築物の新築、増築・改築を行う場合	建設部
○「あいちエコ住宅ガイドライン」の普及	○環境に配慮した住宅の建設、ライフスタイルを実践していくための指針となる「あいちエコ住宅ガイドライン」の普及	建設部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
(2) 低公害車の普及		
○低公害車の導入を行う旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者に対する補助	○低公害車の導入を行う旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者を対象に行う県補助 <補助対象車両> ・CNGトラック・バス、優良ハイブリッドトラック・バス、電気自動車トラック・乗用車（プラグインハイブリッド自動車を含む）、燃料電池自動車 <補助対象事業者> ・旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者（1者当たり補助上限 5,000 千円） <補助率> ・車両本体価格と通常車両価格との差額の一部を補助（補助率：1/4～1/3以内）	環境部
○燃料電池産業車両（フォークリフト）の導入を行う事業者に対する補助【新規】	○燃料電池産業車両（フォークリフト）の導入を行う事業者を対象に行う県補助 <補助率> ・燃料電池産業車両価格と通常車両価格の差額の 1/4（中小企業は 1/2）	産業労働部
(3) 省エネ型のまちづくり		
○「あいち森と緑づくり事業」を活用した屋上緑化・壁面緑化などの取組の促進	○「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」において、個人や企業等が行う屋上緑化・壁面緑化などの取組に対し、市町村を通じて支援	建設部
③ 産業の競争力を高める省エネ対策の促進		
(1) 事業者の省エネ		
○中小事業者を対象とした「あいち省エネ相談」の実施	○中小事業者の温暖化対策について、電話や窓口、訪問による相談を通じ、個別事案に応じた省エネ課題の解決に係るアドバイス等を行う	環境部
○「地球温暖化対策計画書制度」の運用	○県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、地球温暖化対策計画書及び温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者に対して、実施状況書の提出を求める制度の運用 <対象事業者> ・年間のエネルギー消費量が原油換算で 1,500kl 以上の事業者 ・年間のエネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス排出量が 3,000t-CO2 以上、かつ、従業員数 21 人以上の事業者	環境部
○「あいちCO2削減マニフェスト 2020」の運用	○県内事業者が温室効果ガス排出削減に向けた自主性や創意工夫を活かした取組内容を宣言する「あいちCO2削減マニフェスト 2020」の推進	環境部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○中小企業の省エネ・新エネ設備等の導入に対する融資 （「供給面」にも掲載）	○本県の融資制度「経済環境適応資金」のうち「パワーアップ資金（環境・省エネ）」による融資 <融資対象者> ・環境負荷低減設備（省エネ及び新エネ設備等）を導入し、省エネに取り組む中小企業者 <資金使途・融資限度額> ・設備・運転資金 1億5,000万円 <融資期間・利率> ・5年：1.6%、7年：1.7%、10年（設備のみ）：1.8%	産業労働部
（2）農林水産業の省エネ		
○省エネ設備を導入する園芸施設に対する補助	○燃油使用量を現状より10%以上削減する施設整備に対する補助 <補助対象となる施設設備> ・省エネルギー設備（多段式サーモ装置、排熱回収装置、循環扇、多重被覆、空気膜被覆、加温設備）等 <補助要件> ・施設園芸（野菜、果樹、花き）の規模 概ね5,000㎡以上 <補助率> ・1/3以内 <事業主体> ・市町村、農業協同組合、農事組合法人、農業者の組織する団体	農林水産部
○燃料油消費節減機器等を導入する漁船等に対する融資	○本県の融資制度「沿岸漁業改善資金」のうち「燃料油消費節減機器等設置資金」による無利子融資 <融資対象者> ・小型の漁船を使用する沿岸漁業従事者等 <貸付対象> ・漁船用環境高度対応機関など <貸付限度額> ・2,500万円 <返済期間（据置期間）> ・7年以内（1年以内）	農林水産部

柱2：地域資源を総動員する多様なエネルギーづくり

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
① 太陽光をはじめ、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの最大限の活用		
(1) 太陽光発電の推進		
○住宅用地球温暖化対策設備（住宅用太陽光発電施設等）設置に対する市町村との協調補助【拡充】 （「需要面」にも掲載）	○住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助を実施する市町村に対して、その経費を一部補助し、住宅用太陽光発電施設等の更なる普及を促進（平成 28 年度から、集合住宅を補助対象に追加） <太陽光発電施設> ・補助率 1/4 以内 補助単価 3,300 円/kW （戸建住宅：上限 4kW、集合住宅：上限 10kW 未満） <HEMS> ・補助率 1/4 以内 補助単価 2,500 円/基 <燃料電池> ・補助率 1/4 以内 補助単価 25,000 円/基 <蓄電池> ・補助率 1/4 以内 補助単価 25,000 円/基 <電気自動車等充電設備> ・補助率 1/4 以内 補助単価 12,500 円/基	環境部
○メガソーラー事業の運営支援	○実証実験への補助や県有地の賃貸によりメガソーラー事業の運営を支援 <県が運営支援を行っているメガソーラー> ・たはらソーラー・ウインド共同事業 ・木曾岬干拓地メガソーラー設置運営事業 ・田原 1 区・4 区におけるメガソーラー事業への用地賃貸 ・額田南部地区におけるメガソーラー事業への用地賃貸【新規】 ・流域下水道浄化センターにおけるメガソーラー事業への県有地賃貸【新規】	振興部 企業庁 建設部
○犬山浄水場におけるメガソーラー等の整備を組み込んだ PFI 事業の推進	○犬山浄水場において、常用発電設備（天然ガスコージェネレーション）及び太陽光発電設備（メガソーラー）の整備を組み込んだ排水処理 PFI 事業を推進	企業庁
(2) 小水力発電の推進		
○農業用水を利用した小水力発電施設の整備	○県が管理する羽布ダム（豊田市）及び西尾地区（西尾市）に小水力発電施設を設置する事業の実施	農林水産部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○「産学官連携・愛知県農業用水小水力発電推進検討委員会」の運営	○「産学官連携・愛知県農業用水小水力発電推進検討委員会」における小水力発電の推進方策の検討、土地改良関係団体などへの技術的支援	農林水産部
○パンフレット等を活用した小水力発電の普及促進	○小水力発電のパンフレット等を活用した普及促進	農林水産部
(3) バイオマスの活用		
○衣浦東部流域下水道浄化センターにおける下水汚泥のエネルギー利用の推進	○衣浦東部浄化センターにおいて、下水汚泥を炭化し、隣接する火力発電所において石炭の代替燃料として利用	建設部
○豊川流域下水道浄化センターにおける下水汚泥等のエネルギー利用の推進	○豊川浄化センターにおいて、PFI 事業により、下水汚泥メタン発酵施設及びバイオガス発電施設の管理運転を開始 ＜下水熱の利用＞ ・農林水産省の「次世代施設園芸導入加速化支援事業」を活用し、豊川浄化センター敷地内において、下水処理後の放流水の熱エネルギーを利用したミニトマトの栽培施設を整備	建設部 農林水産部
○矢作川流域下水道浄化センターにおける下水汚泥のエネルギー利用の推進	○矢作川浄化センターにおいて、下水汚泥メタン発酵施設の管理運転及びバイオガスの燃料利用を開始	建設部
(4) その他		
○避難所や防災拠点に再生可能エネルギー等を導入する市町村への補助	○国の補助金を受けて造成した再生可能エネルギー等導入の推進基金を活用し、避難所や防災拠点に再生可能エネルギー等を導入する市町村へ補助 ＜補助率＞ 10/10（高効率照明、高効率空調は 2/3）	環境部
○中小企業の省エネ・新エネ設備等の導入に対する融資（「需要面」にも掲載）	○本県の融資制度「経済環境適応資金」のうち「パワーアップ資金（環境・省エネ）」による融資 ＜融資対象者＞ ・環境負荷低減設備（省エネ及び新エネ設備等）を導入し、省エネに取り組む中小企業者 ＜資金使途・融資限度額＞ ・設備・運転資金 1 億 5,000 万円 ＜融資期間・利率＞ ・5 年：1.6%、7 年：1.7%、10 年（設備のみ）：1.8%	産業労働部
○自然エネルギー協議会への参加	○自然エネルギーの普及拡大と自治体間の情報共有を目的とした自然エネルギー協議会への参加	環境部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○県総合庁舎における非常 用発電機 72 時間化と受 変電設備の耐震化【新規】	○大規模災害に備え、管内で津波被害が想定 される4庁舎（東三河総合庁舎、海部総合 庁舎、知多総合庁舎、西三河総合庁舎）に ついて、非常用発電機 72 時間化と受変電 設備の耐震化を推進（実施設計）	防災局
○メタンハイドレートの海 洋産出試験に係る協力・情 報収集等	○愛知県・三重県沖で実施されるメタンハイ ドレートの海洋産出試験に係る協力・情報 収集等	政策企画局 産業労働部 建設部 東三河総局

柱3：エネルギー対策の総合的な推進並びに研究開発及び産業化の推進

取組方向		
平成28年度の施策	施策の概要	担当部局
① エネルギー対策の総合的な推進		
○「愛知県電力・エネルギー対策本部」の運営	○「愛知県電力・エネルギー対策本部」の事務局として、エネルギー対策を総合的に推進	政策企画局
○電力・エネルギー政策パッケージの作成	○愛知県としてのエネルギー政策の中長期的な取組方向や、主な施策を体系的に示した「電力・エネルギー政策パッケージ」の作成	政策企画局
② エネルギー技術の先進的な研究開発及び普及等		
(1) 研究開発・実証実験の支援		
○「知の拠点あいち」における新エネルギーの実証実験の推進	○自然エネルギー（太陽光・風力）、バイオマス、燃料電池等に関する企業等の実証実験への取組支援	産業労働部
○産学行政で構成する「愛知県新エネルギー産業協議会」の課題別研究会活動の実施	○産学行政で構成する愛知県新エネルギー産業協議会において、新エネルギーに関する技術的課題の調査、研究の実施 <研究会> ・マイクログリッドによる低炭素地域づくり研究会 ・燃料電池に関する技術研究会 ・熱エネルギー研究会	産業労働部
○水素エネルギー社会形成研究会における水素エネルギーの利活用モデルの検討	○産学行政連携による水素エネルギー社会形成研究会において、水素エネルギーの利活用モデルを検討	産業労働部
○先導的で効果的なリサイクル関係施設の整備等に対する補助	○バイオマスのエネルギー等への利活用など先導的で効果的なリサイクル関係施設、排出抑制関係施設及び地域ゼロエミッション関係施設等の整備、並びにこれらの施設整備に係る循環ビジネスの事業化可能性等の検討に対する補助 <補助率> ・大企業1/3以内、中小企業1/2以内 <補助限度額> ・5,000万円、但し、リサイクル等事業化検討事業は500万円	環境部
○「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進	○あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の趣旨に合致した事業の実施・検討を行う事業者に対して、循環型社会形成推進事業費補助金等により支援	環境部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○産業空洞化対策減税基金を活用した研究開発・実証実験に対する補助	○環境・新エネルギー分野などにおいて、企業等が行う研究開発や実証実験に対する補助 <補助対象> ・企業（大企業、中小企業、事業協同組合等）、市町村（実証実験のみ） <補助率> ・大企業及び市町村 原則 1/2 以内、その他 2/3 以内 <補助限度額> ・2 億円（中小企業及び市町村は原則として 1 億円）	産業労働部
○研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）を活用した共同研究開発	○研究成果展開事業（スーパークラスタープログラム）を活用し、次世代自動車の高度化や高効率エネルギー社会の実現に向けた産学行政連携の共同研究開発を推進	産業労働部
○あいち産業科学技術総合センターにおける研究開発及び技術支援	○あいち産業科学技術総合センターにおけるエネルギー関係の研究開発及び技術支援の実施 <主な内容> ・蓄電デバイスの高性能化に関する研究 ・水素製造技術に関する研究 ・「燃料電池トライアルコア」における燃料電池関連技術開発の支援	産業労働部
○県内における先進的な取組成果等の他地域への波及	○県内における先進的な取組成果等の他地域への波及を目的とした情報発信セミナーの開催やビジネス交流会の実施	産業労働部
（２）次世代エネルギー技術の普及啓発		
○工業高校生を対象にした出前授業の実施	○次代のモノづくりの担い手である工業高校生を対象にした企業の技術者による FCV や太陽光発電等に関する出前授業の実施	産業労働部
○中学・高校生を対象とした水素社会体験ツアーの実施【新規】	○中学・高校生を対象に水素社会を体験する普及啓発ツアーを実施	産業労働部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○「あいち新エネルギーパーク」の運営	○国の次世代エネルギーパークの認定を受けた「あいち新エネルギーパーク」の運営・PR活動の実施、「新エネルギー教室」の開催 <新エネルギーパークの構成施設> ・新エネルギー実証研究エリア ・セントレア水素ステーション ・中部国際空港「セントレア」 ・新舞子マリパーク風力発電施設 ・F常滑太陽光発電所 ・とよた Ecoful Town ・ソーラーファームとよはし ・田原臨海風力発電所 ・田原リサイクルセンター風力発電所 ・たはらソーラー・ウインド発電所 ・蔵王山展望台	産業労働部
○あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）の策定に向けた検討【新規】	○エネルギーの地産地消など、新たな「まちづくり」の視点を加えた低炭素社会の構築に向け、県民・事業者・行政の取組の指針となる「あいち低炭素社会づくり戦略（仮称）」の検討に着手	環境部
（3）エネルギー関連企業の誘致などによる地域経済の活性化		
○産業空洞化対策減税基金を活用した企業立地に対する補助	○大規模投資案件を対象とした「21 世紀高度先端産業立地補助金」及び中小規模投資案件に対応した「新あいち創造産業立地補助金」による環境・新エネルギー関連の企業立地に対する補助 （21 世紀高度先端産業立地補助金） <補助率> ・10%以内（工場）、20%以内（研究所） <限度額> ・100 億円（投資額が 300 億円以下の場合は 10 億円、投資額が 300 億円を超える場合は 300 億円を超える金額の 5%を 10 億円に追加した額。） （新あいち創造産業立地補助金） <補助率> ・Aタイプ（市町村と連携する県内再投資の支援）10%以内（県の支援分は 5%以内） ・Bタイプ（サプライチェーンの中核をなす分野等）10%以内 <限度額> ・Aタイプ：10 億円（県支援分は 5 億円） ・Bタイプ：10 億円	産業労働部
④ 次世代自動車の導入促進		
○愛知県庁における充電インフラの運用	○県庁本庁舎において来庁者向けの充電インフラ「愛知県庁充電ステーション」を運用	環境部

取組方向		
平成 28 年度の施策	施策の概要	担当部局
○愛知県庁水素社会普及啓発ゾーンにおける普及啓発及び民間事業者の協力による移動式水素ステーションの運用	○県庁西庁舎駐車場の「愛知県庁水素社会普及啓発ゾーン」において、民間事業者の協力による移動式水素ステーションの運用を通じたFCVや水素ステーションの普及啓発を実施	産業労働部
○「EV・PHVタウン」事業の実施	○企業・市町村の参画による「あいちEV・PHV普及ネットワーク」を運営し、EV・PHVの率先導入、充電インフラの整備促進、カーシェアリングやタクシー事業への導入促進、普及啓発を実施	環境部
○FCV 及び水素ステーションの普及促進及び関連産業の推進	○企業・市町村で構成する「あいちFCV普及促進協議会」による展示会等を通じたFCVや水素ステーションの普及啓発の実施	産業労働部
○水素ステーションの整備費及び需要創出活動費に対する補助	○県内に設置する水素ステーションの整備費及び需要創出活動費に対する補助 <整備費> ①水素ステーション ・補助率 1/4 ②燃料電池産業車両（フォークリフト）用水素供給設備（自家用） ・補助率：1/4（中小企業のみ） <需要創出活動費> ・定額補助	産業労働部
○低炭素水素のサプライチェーンの構築・事業化に向けた検討【新規】	○県内の廃棄物焼却炉の廃熱（未利用エネルギー）などを活用して低炭素水素を製造、輸送・貯蔵し、複数の水素ステーションなどへ供給する水素サプライチェーンの構築・事業化に向けた検討を、産学行政で協働して実施	環境部
○EV、PHV、FCV を対象とした自動車税の課税免除措置	○平成 24 年 1 月から平成 28 年度末までに新車新規登録を受けた EV・PHV・FCV を対象とした自動車税課税免除の実施 <免除の概要> ・平成 28 年度に新車新規登録を受けた場合、登録年度の月割分及び翌年度から 5 年度分を全額免除	総務部 環境部
○公用車への次世代自動車（EV、PHV、FCV など）の率先導入による普及啓発	○次世代自動車（EV、PHV、FCV など）の普及啓発のため、公用車への率先導入	環境部